

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管課 障害福祉課

法令名	障害者の雇用の促進等に関する法律	法令番号	昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号				
手続名	障害者就業・生活支援センターの監督命令	根拠条項	第 3 1 条				
処 分 基 準	<p>(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律 第 3 1 条</p> <p style="padding-left: 40px;">都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、障害者就業・生活支援センターに対し、第 2 8 条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p>						
	<p>(2) 障害者就業・生活支援センターの指定と運営について 第 5 4 (2)</p> <p style="padding-left: 40px;">(平成 27 年 4 月 1 日 職雇発 0401 第 1 号、障発 0401 第 12 号 厚生労働省職業安定局雇用開発部長、社会援護局障害保健福祉部長連名通知)</p> <p style="padding-left: 40px;">(第 5 4 (2) 抜粋)</p> <p style="padding-left: 40px;">都道府県知事は、センターの適切な運営に必要な限度において、センターに対し、法第 2 8 条に定められた業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p>						
対応 区分	<p>1 聴聞の実施</p> <p>2 弁明の機会の付与</p>	処理 機関	障害福祉課	交付 機関	障害福祉課	目次	